エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用

粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器

具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽

電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項変更届

年　　　月　　　日

神奈川県鎌倉保健福祉事務所長　殿

管理者　住所　

氏名

電話　（　　　）　　－

次のとおりエックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項を変更した（変更します）ので、医療法第15条第３項の規定により、届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 病院  ・  診療所 | | 名称 |  |
| 所在地 | 電話（　　　）　　　― |
| 変更内容 | 変更前 | |  |
| 変更後 | |  |
| 変更の理由 | | |  |
| 変更年月日 | | | 年　　　　　月　　　　　日 |